

投稿論文等の審査に関する規程

1. この規定は、人文地理学会の会誌『人文地理』に投稿された論文等（論説、展望、研究ノート）の審査に当たって、編集委員会の審査手順を示すものである。ただし、フォーカス、フォーラム、学界展望、英文特集号については、原則として、編集委員会で執筆担当者を合議の上で決定し、執筆を依頼する。
2. 編集委員長は投稿された論文等について、編集委員の専門分野等に基づいて論文審査委員2名（主査と副査）を決定し、審査を依頼する。ただし、専門分野等の観点から適切と認められる人文地理学会の理事もしくは代議員を副査として依頼することができる。
3. 主査と副査は、日本語論文については投稿規程と執筆要領に従って、英語論文については Notes for Contributors of English Papers に従って、厳正に審査する。
4. 主査と副査は、それぞれの査読報告書を直近の編集委員会に提出する。査読報告書には、S（原稿のままで掲載が可能な論文）、A（ごく軽微な修正や再考で受理できる原稿で、編集委員会にかけず査読担当者の判断で印刷工程に回してもよい水準の論文）、B（採用する方向で進めるが、再投稿された原稿を編集委員会で再度審議する必要がある水準の論文）、C（採用する方向で進めるが、書き直し・再投稿を要求すべき点が相応にある論文）、D（不採用・返却するのが穏当な論文）の5段階評価を明示する。
5. 編集委員会は、主査と副査の査読報告書に基づく入念な審議を経て、論文等の審査結果を投稿者にすみやかに通知する。
6. 編集委員会は、投稿された原稿について掲載の可否が確定するまで上記の手順によって委員会における審査を繰り返す。
7. 投稿者が審査をうけようとする場合は、年6回土曜日に催される編集会議（ホームページ上で日程公開）の3週間前の火曜日までに学会事務局に届けることとする。
8. 書評に関しては、編集委員会で刷り上がり2頁の分量と内容・記載事項をチェックし、修正依頼する場合がある。【付則】この規程は、2015年1月24日から施行する。

査読原稿の評価の規準

編集委員会

- 【S評価】原稿のままで掲載が可能。
- 【A評価】ごく軽微な修正や再考で受理できる原稿で、編集委員会にかけず査読担当者の判断で印刷工程に回してもよい水準のもの。修正や再考を促す点を報告書に明記する。
- 【B評価】採用する方向で進めるが、再投稿された原稿を編集委員会で再度審議する必要がある水準のもの。修正あるいは再考してほしい主な箇所を整理して示す。このとき過大な要求（現地調査のやり直しなど短期間で無理なもの）はしない。
- 【C評価】採用する方向で進めるが、書き直し・再投稿を要求すべき点が相応にある原稿。書き直してほしい箇所や事項等について主なものを具体的に、かつ理由をあげて指摘する。
- 【D評価】不採用・返却するのが穏当な原稿。返却を判断した理由を具体的に分かり易く示す。